

令和7年度税制改正大綱における地方税の改正概要について

1. 個人市民税関係

(1) 個人市民税の給与所得控除の見直し

- ・給与所得控除について、現行55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。
  - 適用時期：令和8年度分以後の個人市民税について適用
  - 影響試算額：約60,000千円の減
  - 条例改正：必要なし

(2) 扶養親族等の所得要件の見直し

- ・給与所得控除の最低保障額の見直しに伴い扶養親族等の所得要件を次のとおり引き上げる。
  - ① 配偶者控除及び扶養控除について、同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる。
  - ② ひとり親控除について、ひとり親の生計を一にする子の前年の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下（現行：48万円以下）に引き上げる。
  - ③ 勤労学生控除について、勤労学生の前年の合計所得金額要件を85万円以下（現行：75万円以下）に引き上げる。
  - 適用時期：令和8年度分以後の個人市民税について適用
  - 影響試算額：－
  - 条例改正：必要なし

(3) 特定親族特別控除（仮称）の創設

- ・扶養親族等の所得要件の見直しに合わせ、所得割の納税義務者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）であって、控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その納税義務者の前年の総所得金額等から次のとおりの控除額を控除する。

	親族等の合計所得金額	控除額	
		現行	改正後
特定親族 特別控除 (創設、仮称)	58万円超95万円以下	－	45万円
	95万円超100万円以下		41万円
	100万円超105万円以下		31万円
	105万円超110万円以下		21万円
	110万円超115万円以下		11万円
	115万円超120万円以下		6万円
	120万円超123万円以下		3万円

○適用時期：令和8年度分以後の個人市民税について適用

○影響試算額：－

○条例改正：必要あり

## 2. 法人市民税関係

### (1) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長

- ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する企業の寄附について、国への寄附活用事業の報告手続きの義務化を前提に、適用期限を3年間延長する。

○適用する期間：令和7年4月1日から令和10年3月31日までに行われた寄附に適用

○条例改正：必要なし

## 3. 固定資産税関係

### (1) 先端設備等導入計画で中小企業が実施する設備投資に係る課税標準の特例の延長

- ・中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小企業者等が取得する生産性向上に資する一定の機械・装置等に係る固定資産税（償却資産）の課税標準の特例措置について、雇用者給与等支給額の要件等、次のとおりの見直しを行った上で、その適用期限を2年延長する。

	要件	適用期間		特例割合
現行	雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる方針を計画に位置づけた場合	令和5年4月1日から 令和6年3月31日までの取得	5年間	課税標準 3分の1
		令和6年4月1日から 令和7年3月31日までの取得	4年間	
延長分	雇用者給与等支給額を3.0%以上引き上げる方針を計画に位置づけた場合	令和7年4月1日から 令和9年3月31日までに取得	3年間	課税標準 2分の1
			5年間	課税標準 4分の1

○適用時期：令和8年度分以後の固定資産税について適用

○影響試算額：－

○条例改正：必要なし

## 4. 軽自動車税関係

### (1) 軽自動車税種別割の車両区分の見直し

- ・原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を2,000円とする。

総排気量	現行	改正後
	税率	税率
50cc以下 (最高出力4.0kW以下)	2,000円	2,000円
50cc超90cc以下 (最高出力6.0kW以下)	2,000円	2,000円
125cc以下 (最高出力4.0kW以下)	—	2,000円
90cc超125cc以下 (最高出力10.0kW以下)	2,400円	2,400円

○適用時期：令和8年度分以後の軽自動車税について適用

○影響試算額：—

○条例改正：必要あり

## 5. たばこ税関係

### (1) 加熱式たばこの課税方式の見直し

- ・加熱式たばこの課税方式について、次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数とする。

区分	現行	改正後
	換算方法	換算方法
紙巻きの加熱式たばこ	重量0.4gをもって紙巻たばこ0.5本にした本数、小売定価の紙巻たばこ1本当たりの平均価格をもって紙巻たばこ0.5本に換算した本数の合計本数	重量0.35gをもって紙巻たばこ1本に換算
上記以外の加熱式たばこ		重量0.2gをもって紙巻たばこ1本に換算

○適用時期：第一段階 令和8年4月1日 現行の換算本数×0.5+改正後の換算本数×0.5

第二段階 令和8年10月1日 改正後の換算本数×1.0

○影響試算額：—

○条例改正：必要あり